

第202回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時

開催場所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル10階
(KFC Room101~103)

議決権行使期限 2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分まで

目次

| | |
|------------------|----|
| 第202回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 6 |
| 連結計算書類 | 28 |
| 計算書類 | 31 |
| 監査報告書 | 34 |
| 株主総会参考書類 | 40 |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 取締役8名選任の件 | |

富士紡ホールディングス株式会社

証券コード：3104

証券コード：3104

2022年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号
富士紡ホールディングス株式会社
取締役会長兼社長 中 野 光 雄

第202回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第202回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご判断くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続について」（4頁から5頁）をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横綱一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル10階（KFC Room101～103）
※株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第202期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第202期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面およびインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.fujibo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、当該連結注記表、個別注記表につきましては、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ (<https://www.fujibo.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

<新型コロナウイルス感染防止への対応について>

当社第202回定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止への対応について、次のようにご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解およびご協力をお願い申し上げます。

1. 当社対応について

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・株主総会の運営スタッフは検温含め体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

2. 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませんようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議決権行使につきましては、書面またはインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討くださいますようお願い申し上げます。

3. ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際には、会場に設置している消毒液をご利用いただきましてから会場にお入りくださいますようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で検温をお願いする場合がございます。その際、発熱があると認められた方にはご入場をお控えいただく場合がございます。また、体調不良と見受けられる株主様には運営スタッフがお声掛けさせていただきます、会場からの退室をお願いすることがございますので、予めご了承をお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により当社対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ (<https://www.fujibo.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

<インターネットによる議決権行使のお手続について>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月28日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

【ご参考】

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進行や行動制限の緩和などにより、経済社会活動は回復の動きが続いたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大によるサプライチェーンでの供給懸念、資源価格の上昇、ウクライナをめぐる国際情勢の悪化など、景気の先行きについては引き続き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当フジボウグループは、中期経営計画『増強21-25』において、計画期間5年間の前半3年を「高収益体質への転換と種まき」ステージと位置づけ、収益の柱とする研磨材・化学工業品・生活衣料、第4の柱を目指す化成品を軸に高収益な業態に転換を図り、各事業の成長基盤の増強に取り組みました。

当期の業績は、連結売上高は前年同期比1,015百万円(2.8%)減収の35,916百万円となり、営業利益は591百万円(11.2%)増益の5,877百万円、経常利益は594百万円(10.9%)増益の6,045百万円となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比139百万円(3.2%)増益の4,455百万円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当期の期首から適用したことにより、売上高は3,721百万円減少しております。これを勘案しますと、売上高は39,638百万円となり、前年同期比2,706百万円(7.3%)増収となります。

以下、セグメント別に概況をご報告申し上げます。

① 研磨材事業

主力の超精密加工用研磨材のうち、シリコンウエハー用途および半導体デバイス用途(CMP)等は、旺盛な半導体需要に世界的な半導体不足が拍車をかけ、5G通信用、自動車、各種センサー用およびパソコン、スマートフォン、データセンター用の半導体向けの需要が拡大しました。ハードディスク用途は一部ユーザーからの受注が減少しましたが、液晶ガラス用途については、TV用大型パネル向けの需要が牽引し、堅調に推移しました。

この結果、売上高は前年同期比1,968百万円（15.0%）増収の15,137百万円となり、営業利益は148百万円（4.2%）増益の3,682百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による影響はありません。

② 化学工業品事業

機能性材料、医薬中間体および農薬中間体などの受託製造は、コロナ影響の一巡による国内需要の回復に加え、サプライチェーンの見直しや中国における環境規制の影響による化学工業品生産の日本国内回帰の傾向が続いており、安定生産を継続することができました。また、売上は順調に推移しましたが、原材料費の高騰や減価償却費の上昇により、利益が圧迫されました。

この結果、売上高は前年同期比2,257百万円（16.5%）減収の11,407百万円となり、営業利益は15百万円（1.2%）減益の1,367百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は3,675百万円減少しております。これを勘案しますと、売上高は15,083百万円となり前年同期比1,418百万円（10.4%）増収となります。

③ 生活衣料事業

生活衣料事業は、コロナ禍による消費活動の制限に加え、国内市場の消費マインドの冷え込みの影響も続き、実店舗における衣料品の販売は総じて苦戦するなど、厳しい状況が続きました。そのため、顧客の購買動向に応じたより収益性の高い製品への絞り込みを行うことで、採算が改善しました。一方、インターネットなどの新規チャネル販売は、巣ごもり消費という新しい消費スタイルが生まれ定着しつつあり、堅調に推移しました。

この結果、売上高は前年同期比78百万円（1.1%）減収の6,988百万円となり、営業利益は534百万円（238.2%）増益の759百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は46百万円減少しております。これを勘案しますと、売上高は7,034百万円となり、前年同期比32百万円（0.5%）減収となります。

④ その他の事業

化成品部門は、デジタルカメラ用部品および医療機器用部品については、コロナ禍以降落ち込んでいた需要が徐々に回復してきました。金型部門は、不振が長引く自動車業界の影響を受け、受注が減少しました。貿易部門は、収益性、安全性の高い取引に対象を絞り、体質改善を進めました。

この結果、売上高は前年同期比649百万円（21.4%）減収の2,383百万円となり、営業利益は74百万円（52.1%）減益の68百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による影響はありません。

(2) 対処すべき課題

中期経営計画『増強21-25』では、未来のありたい姿から導出した2025年像と現状の延長線上の2025年像とのギャップを埋めるべく、中期的に取り組む施策を着実に実施し、事業ポートフォリオの積極的な見直しと持続可能で儲かるビジネスへの転換を図ることにより、“圧倒的なニッチナンバーワン企業”を目指します。計画期間5年間の前半3年を「高収益体質への転換と種まき」ステージ、後半2年を「非連続的成長の実現」ステージと位置づけ、収益機会の増加と提供価値の強化を施策の両輪として、『稼ぐ力』を強化いたします。同時にデジタルトランスフォーメーション（DX）の継続・深化にも取り組み、各事業の成長基盤を連続的・非連続的に「増強」していきます。さらに、社会の要請であるサステナブルな社会を創るための施策を次々と提案、実行してまいります。

計画期間の前半3年間では、環境変化に応じた事業ポートフォリオの見直し、持続可能で儲かるビジネスへの転換を段階的に進めています。主力事業として成長を続ける研磨材事業では、今後も加速していくことが予測される半導体需要に応えるため、最新の研磨評価設備を導入し、研磨材開発のスピードアップと評価精度向上を実現させ、多様かつ高度な顧客ニーズに応える生産体制の構築にも取り組みます。化学工業品事業では、更なる事業規模拡大のため、生産能力拡大に向けて様々な取り組みを促進します。生活衣料事業では、顧客の購買動向に応じたより収益性の高い製品への絞り込みとネット販売の強化を図り、ECサイトと実店舗販売を連携させ、新たな顧客開拓に取り組めます。その他の事業では、化成品事業を新規商材拡大と金型部門の強化で、重点3事業に続く第4の柱事業として育成すべく事業基盤整備を進めています。

(3) 設備投資等の状況

当期の設備投資額は1,769百万円で、主として研磨材事業における品質向上およびBCP(事業継続計画) 対応ならびに化学工業品事業における生産設備の更新等に係るものです。

(4) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第199期 2019年3月期 | 第200期 2020年3月期 | 第201期 2021年3月期 | 第202期 2022年3月期 (当連結会計年度) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 37,097 | 38,701 | 36,932 | 35,916 |
| 経常利益 (百万円) | 3,983 | 4,329 | 5,450 | 6,045 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 2,538 | 2,269 | 4,315 | 4,455 |
| 1株当たり当期純利益 | 221円93銭 | 198円27銭 | 376円85銭 | 388円86銭 |
| 総資産 (百万円) | 52,270 | 52,194 | 55,789 | 58,531 |
| 純資産 (百万円) | 32,778 | 33,842 | 37,282 | 40,497 |
| 1株当たり純資産額 | 2,865円73銭 | 2,956円42銭 | 3,254円99銭 | 3,533円91銭 |

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ① 研磨材・不織布・合成皮革工業品の製造、加工、販売
- ② 各種化学工業品の製造、加工、販売
- ③ 各種繊維製品の製造、加工、販売

(7) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------|----------------|--------|---------------------------------|
| フジボウ愛媛(株) | 450百万円 | 100.0% | 超精密加工用研磨材および機能性不織布の製造・販売 |
| 柳井化学工業(株) | 300百万円 | 100.0 | 化学工業製品の受託製造 |
| (株)フジボウアパレル | 100百万円 | 100.0 | 「B.V.D.」ブランド等繊維製品の製造・販売 |
| フジボウテキスタイル(株) | 300百万円 | 100.0 | 紡績糸、編物および織物等の製造・販売 化成品の製造・販売 |
| 台湾富士紡精密材料 股份有限公司 | 300百万 新台幣ドル | 100.0 | 研磨材等の開発・製造・販売 |

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社を含む10社であります。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 3. 台湾富士紡精密材料股份有限公司への出資は、フジボウ愛媛(株)を通じての間接所有となっております。

(8) 主要な事業所および工場 (2022年3月31日現在)

| 会社名 | 事業所および工場 |
|---------------------|--|
| 当 社 | 本社 (東京都)、大阪支社 (大阪府) |
| フジボウ愛媛(株) | 壬生川本社工場 (愛媛県)、東京営業所 (東京都)、小山工場 (静岡県)、小坂井工場 (愛知県)、大分工場 (大分県) |
| 柳井化学工業(株) | 柳井本社工場 (山口県)、東京本社 (東京都)、武生工場 (福井県) |
| (株)フジボウアパレル | 本社 (東京都)、大阪営業所 (大阪府)、札幌営業所 (北海道)、ジンタナフジボウコーポレーション (タイ国) |
| フジボウテキスタイル(株) | 本社 (東京都)、大阪営業所 (大阪府)、小坂井工場 (愛知県)、和歌山工場 (和歌山県)、大分工場 (大分県)、タイフジボウテキスタイル(株) (タイ国) |
| 台湾富士紡精密材料 股份有限公司 | 本社工場 (台湾) |

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 1,195名 | 39名増 |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|---------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 852 百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 332 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 120 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,720,000株

(3) 株主数 5,504名

(4) 大株主の状況

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|-------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,212,500 株 | 19.31 % |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 932,300 | 8.14 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 576,500 | 5.03 |
| BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND | 559,900 | 4.89 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 533,500 | 4.66 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 500,000 | 4.36 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 322,500 | 2.81 |
| フジボウ共栄会 | 290,500 | 2.53 |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSETS | 257,100 | 2.24 |
| 福岡務 | 206,200 | 1.80 |

- (注) 1. 当社は自己株式を260,399株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年6月27日開催の第199回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受けて、当社は、2021年6月29日開催の取締役会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対して、譲渡制限付株式報酬として、2021年7月20日付で自己株式を次のとおり交付しております。譲渡制限付株式報酬の内容は、後記「4. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額 ②非金銭報酬等の内容」および「同 ④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 イ. 決定方針の内容の概要」に記載のとおりです。

| 区 分 | 株 式 数 | 交付対象者数 |
|----------------------------|--------|--------|
| 取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く) | 3,125株 | 5名 |

(注) 上記のほか、取締役を兼務しない執行役員9名に対して2,650株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------------------|-------------------|--|
| 代表取締役会長兼社長 社長執行役員 | 中 野 光 雄 | |
| 代表取締役 副社長執行役員 | 吉 田 和 司 | 経営企画統括 財務経理・I R・リスク管理担当 |
| 代表取締役 常務執行役員 | 豊 岡 保 雄 | 総務・人事・近未来商品開発統括 秘書・お客様相談・広告宣伝担当 (株)フジボウアパレル代表取締役社長 |
| 取 締 役 上席執行役員 | 井 上 雅 偉 | 化学工業品事業統括 経営企画担当 |
| 取 締 役 上席執行役員 | 望 月 吉 見 | フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 秀 島 信 也 | 新明和工業(株)社外取締役 日本トムソン(株)社外取締役 |
| 取 締 役 | ルース・マリー ・ジャーマン | (株)ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長 (株)KADOKAWA社外取締役 |
| 取 締 役 常勤監査役 | 小 林 久 志 | |
| 常勤監査役 | 松 尾 弘 秋 | |
| 常勤監査役 | 大 西 秀 昭 | |
| 監 査 役 | 生 田 目 克 | (株)アウトソーシング社外取締役（常勤監査等委員） (株)インバウンドプラットフォーム社外監査役 |
| 監 査 役 | 大 塚 幸 太 郎 | 中川・大塚法律事務所代表弁護士 |

- (注) 1. 取締役 秀島信也、ルース・マリー・ジャーマンおよび小林久志の3氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役 大西秀昭氏ならびに監査役 生田目克および大塚幸太郎の両氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役 松尾弘秋および大西秀昭の両氏ならびに監査役 生田目克氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役 松尾弘秋氏は、当社監査部門での業務経験を有しております。
 - ・常勤監査役 大西秀昭氏は、金融機関において証券部門での業務経験を有しております。
 - ・監査役 生田目克氏は、他社において経理・財務部門での業務経験を有しております。
4. 取締役 秀島信也、ルース・マリー・ジャーマンおよび小林久志の3氏ならびに常勤監査役 大西秀昭氏および監査役 生田目克および大塚幸太郎の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(ご参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。

取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。(2022年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---------|---------|---------------------------------------|
| 専務執行役員 | 木 原 勝 志 | 研磨材事業統括 知的財産・施設担当 |
| 常務執行役員 | 藤 岡 敏 文 | 環境安全推進・大阪支社担当 フジボウテキスタイル(株)代表取締役社長 |
| 上席執行役員 | 野 口 篤 謙 | 財務経理部長 |
| 執 行 役 員 | 鈴 木 眞 | コンプライアンス担当 内部監査室長、法務部長 |
| 執 行 役 員 | 岡 田 祐 明 | 人事部長 |
| 執 行 役 員 | 中 村 隆 夫 | 大阪支社長、人事担当部長兼特命部長 |
| 執 行 役 員 | 平 野 治 | 秘書室長 |
| 執 行 役 員 | 安 藤 興 司 | 総務部長 |
| 執 行 役 員 | 戸 坂 浩 二 | 柳井化学工業(株)代表取締役社長 |
| 執 行 役 員 | 清 水 康 弘 | 化成品事業統括 フジケミ(株)代表取締役社長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 秀島信也、ルース・マリー・ジャーマンおよび小林久志の3氏ならびに社外監査役 生田目克および大塚幸太郎の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金および訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|-----------------|------------------|---------|-----------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 191 (20) | 178 (20) | — | 12 (—) | 9 (3) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 48 (29) | 48 (29) | — | — | 4 (3) |

- (注) 1. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬を支給しております。当該株式報酬の内容およびその交付状況は上記「2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」ならびに後記「②非金銭報酬等の内容」および「④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 イ. 決定方針の内容の概要」に記載のとおりです。
2. 上記には、2021年6月29日開催の第201回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」または「株式報酬」という。）であり、2021年7月20日付で、社外取締役を除く取締役5名に対して、譲渡制限期間を3年間として、自己株式3,125株を割り当てております。当該株式報酬のその他の内容については、後記「④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 イ. 決定方針の内容の概要」に記載のとおりです。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2013年6月27日開催の第193回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。また、当該基本報酬（金銭報酬）とは別枠で、2019年6月27日開催の第199回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内、株式数の上限を年15,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

監査役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2013年6月27日開催の第193回定時株主総会において年額72百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）について、当事業年度中の2021年6月29日開催の取締役会において、同年2月26日開催の取締役会において決議したものを改定すること（以下「本改定」という。）を決議いたしました。2021年2月26日開催の取締役会および同年6月29日開催の取締役会には、独立社外取締役3名を含む取締役8名全員が出席しております。

イ. 決定方針の内容の概要

2021年6月29日開催の取締役会において決議した本改定後の決定方針の概要は、以下のとおりです。

なお、本改定前の決定方針では、下記5.において、取締役の個人別の報酬等のうち、基本報酬（金銭報酬）の額について、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその決定について委任を受けるものとし、かつ、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会（2021年6月29日付で報酬委員会に名称を変更しております。変更前を含め、以下「報酬委員会」という。）に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえ、決定をしなければならないこととしておりましたが、本改定後の決定方針では、取締役会決議に基づき、取締役会の下に設置する報酬委員会が基本報酬（金銭報酬）の額の決定について委任を受けるものとしております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、透明性、客観性を確保したうえで株主と価値共有を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（当該報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、2013年6月27日開催の第193回定時株主総会の決議によって決定した年額300百万円以内（うち社外

取締役分30百万円以内)の限度額内において、基本報酬(金銭報酬)と株式報酬の割合、個々の職責および実績、会社業績や経済情勢、他社動向、中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針(当該報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

非金銭報酬等は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式(以下、譲渡制限付株式または株式報酬)とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役(社外取締役を除く)と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、各事業年度において一定の時期に割り当てるものとする。

当社は、取締役(社外取締役を除く)に対し、譲渡制限付株式に関する報酬として、2019年6月27日開催の第199回定時株主総会の決議によって決定した年額30百万円以内の範囲内で、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切な水準の数の株式が割り当てられる額の金銭報酬債権を支給し、当該取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとする。各事業年度において当該取締役に割り当てる譲渡制限付株式の株式数は、総数15,000株を上限として、また、その払込金額は、その発行または処分に係る当社の取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける当該取締役に特に有利な金額とはならない範囲で、取締役会で決定するものとし、譲渡制限期間(以下、本譲渡制限期間)は、割当てを受けた日から3年間から5年間までの間で、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切な期間として当社の取締役会が定める期間とする。

4. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(社外取締役を除く)の基本報酬(金銭報酬)および株式報酬(非金銭報酬等)の種類別の報酬割合については、過度なインセンティブとならないように配慮し、基本報酬(金銭報酬)に多くの比重を置いて設定することとする。

なお、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬(金銭報酬)および非金銭報酬等としての株式報酬から構成され、業績連動報酬等を含まず、また、社外取締役の報酬は、基本報酬(金銭報酬)のみである。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項を含む）

取締役の個人別の報酬等のうち、基本報酬（金銭報酬）の額については、取締役会決議に基づき、取締役会の下に設置する報酬委員会がその決定について委任を受けるものとする。当該委任を受けた決定権限が報酬委員会によって適切に行使されるよう、報酬委員会は、委員の過半数が独立社外取締役で構成されるものとする。

また、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬の内容の決定については、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により、取締役の個人別の金銭報酬債権の額および割当株式数を決定する。

6. 以上のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

株式報酬について、当社は、取締役（社外取締役を除く）にとって、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切なものとなるよう、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、執行役員または使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合その他当社の株式報酬規程に別途定める場合には、当該退任または退職が死亡、任期満了、定年または当社の取締役会が正当と認めた理由による場合その他当社の株式報酬規程に別途定める場合を除き、譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、本改定前においては、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っている報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、取締役会またはその委任を受けた代表取締役社長は、基本的にその答申を尊重しているため、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

本改定後においては、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、基本報酬（金銭報酬）については、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っている報酬委員会が決定していることを確認しているため、また、株式報酬については、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っている報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、取締役会は、基本的にその答申を尊重しているため、取締役の個人別の報酬等の内容はいずれも決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

基本報酬（金銭報酬）について、本改定前においては、2020年6月26日開催の取締役会にて代表取締役会長兼社長の中野光雄氏に、取締役の個人別の報酬の具体的な額の決定を委任する旨の決議をしています。この権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責および実績の評価を行うには代表取締役会長兼社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役会長兼社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、代表取締役会長兼社長は、当該答申の内容を踏まえ、決定しております。

また、基本報酬（金銭報酬）について、本改定後においては、2021年6月29日開催の取締役会にて報酬委員会に、取締役の個人別の報酬の具体的な額の決定を委任する旨の決議をしています。当該権限が報酬委員会によって適切に行使されるよう、報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役としており、具体的には、委員長として中野光雄氏（代表取締役会長兼社長）、委員として吉田和司氏（代表取締役）、秀島信也氏（独立社外取締役）、ルース・マリー・ジャーマン氏（独立社外取締役）および小林久志氏（独立社外取締役）により構成されております。この権限を委任した理由は、取締役の報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を確保するためには、上記のとおり独立性の高い構成となっている報酬委員会が適しているからであります。

なお、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬の内容の決定については、報酬委員会の答申を得て、取締役会の決議により、取締役の個人別の金銭報酬債権の額および割当株式数を決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏 名 | 兼 職 先 | 兼職の内容 | 関 係 |
|-------|---------------|--------------------|--------------------|---------------|
| 社外取締役 | 秀島 信也 | 新明和工業(株) | 社外取締役 | 該当する事項はありません。 |
| | | 日本トムソン(株) | 社外取締役 | 該当する事項はありません。 |
| 社外取締役 | ルース・マリー・ジャーマン | (株)ジャーマン・インターナショナル | 代表取締役社長 | 該当する事項はありません。 |
| | | (株)KADOKAWA | 社外取締役 | 該当する事項はありません。 |
| 社外監査役 | 生田目 克 | (株)アウトソーシング | 社外取締役 (常勤監査等委員) | 該当する事項はありません。 |
| | | (株)インバウンドプラットフォーム | 社外監査役 | 該当する事項はありません。 |
| 社外監査役 | 大塚 幸太郎 | 中川・大塚法律事務所 | 代表弁護士 | 該当する事項はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|---------------|--|
| 社外取締役 | 秀島 信也 | 2021年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、独立した立場から経営陣の監督に努めております。 |
| 社外取締役 | ルース・マリー・ジャーマン | 2021年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、独立した立場から経営陣の監督に努めております。 |
| 社外取締役 | 小林 久志 | 2021年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、独立した立場から経営陣の監督に努めております。 |
| 社外監査役 | 大西 秀昭 | 2021年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。 |
| 社外監査役 | 生田目 克 | 2021年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。 |
| 社外監査役 | 大塚 幸太郎 | 2021年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 53百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾富士紡精密材料股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社役員ならびに従業員は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、健全経営による持続的発展を目指しつつ、企業価値を高めることでお客様、従業員、取引先、株主、投資家等ステークホルダーおよび社会から信頼されるよう、全社的な推進基盤として「富士紡グループ行動憲章」を制定し、法令遵守はもとより、社会規範・企業倫理を守り、社内規則に則った運営を行います。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、継続的な研修などを通じて全社的な法令遵守体制の確立と統括を図ります。
- ③ 違反行為については再発防止の措置と適正な処分を行います。また、内部牽制制度や社内外のルートによる企業倫理ホットライン制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。
- ④ 経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的として、内部監査室を設置します。
- ⑤ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、不当要求に対しては、毅然とした態度で臨みます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書取扱規程ほか社内規則に基づき、その保存媒体に応じ適切に記録・保存・管理します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を経営戦略の重要事項と位置づけ、リスク運営規則等の基本方針を定めて業務運営で発生する各種リスクを正しく認識し、適切に管理することにより経営の健全性と安定収益の確保を図ります。
- ② 当社は、会社全体のリスク管理状況を把握・管理する体制を構築するため、専門部署としてリスク管理委員会を設置しリスクマネジメントを実施します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会および経営会議を定期的開催し、方針決定過程の透明性を高めるとともに、執行役員制度の機能を進め、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図ります。
- ② 当社は、当社グループの企業価値向上に向けた目標と施策を定めた、中期経営計画および年度利益計画を策定し、取締役等と従業員の意思統一を図ります。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 上記(1)、(3)および(4)の内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の業務執行は、関係会社運営規則に基づく、当社への決裁・報告制度により適切な経営管理を行います。
- ② 主要な子会社については当社常勤監査役が監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務の補助は経営企画部員が行っていますが、監査役が必要とした場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととします。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役スタッフの任命、異動および考課については監査役の意見を尊重し、当該従業員は専ら監査役の指揮命令に従うものとします。

(8) 当社および子会社の取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社および子会社の取締役、監査役および従業員に報告を求めることができます。
- ② 当社および子会社の取締役、監査役および従業員は、重大な法令違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。これらの者から報告を受けた者も遅滞なく監査役に報告します。
- ③ 当社は上記②に従い監査役への報告を行った当社および子会社の取締役、監査役および従業員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するための予算を計上するほか、監査役から必要な前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を支払うものとします。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができます。

当社の上記「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による当社グループの業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査および経営企画部による子会社の業務運営状況の確認を通じて、内部統制システム全般の評価および改善を実施しています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性については、内部監査室と会計監査人が連携し、実効性ある統制の整備・推進、統制活動のモニタリングを実施しています。

② コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規則」に基づき、取締役会により任命される役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催しました。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス・プログラムに基づく施策の推進状況、ならびにコンプライアンス違反事案および内部通報事案についての協議などを行っております。

コンプライアンス・プログラムでは「富士紡グループ行動憲章」や、各種法令遵守の重要性、企業倫理ホットラインの周知などにより実効性向上に努めています。

③ リスク管理体制

当社は、「リスク運営規則」および「リスク管理委員会運営手続」に基づき、代表取締役を含むリスク管理委員会を当事業年度において2回開催しました。リスク管理委員会では、リスク管理・運営に係る方針およびリスク管理態勢整備に関する重要事項、顕在・潜在リスクの情報収集、評価および対応策について協議を行いました。

④ グループガバナンス体制

当社は、「関係会社運営規則」および「関係会社運営承認基準」において、当社グループ各社の重要事項については、当社による承認または当社への報告を必要とする基準を定め、関係会社の経営を効率的に管理する体制を整備しています。また、当事業年度は当社グループの全幹部社員を対象とした「グループ経営方針説明会」を2回開催し、当社グループの戦略・政策方針の共有化を図っています。

⑤ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催され、監査役全員による取締役会への出席、取締役・従業員からのヒアリングならびに常勤監査役による経営会議その他重要会議への出席などを通じて取締役の職務の執行の監査、内部統制システムの整備および運用状況の確認を行いました。また、代表取締役社長との定期的な意見交換、社外取締役、会計監査人および内部監査室との連携などにより監査の実効性向上を図っています。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社である以上、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきであると考えております。また、当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、受け入れる余地もあり得ると考えております。

しかし、株式の大規模買付の中には、対象会社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。また、外部者である買収者が大規模買付を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の情報を把握したうえで、大規模買付が当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があると、そのような情報が明らかにされないまま大規模買付が行われると、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益が害される可能性があります。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させる者でなければならず、上記のような当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社は、このような者による大規模買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

① 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、2021年度を初年度とし2025年度を最終年度とする、5か年の中期経営計画『増強21-25』を策定しております。本中期経営計画では、未来のありたい姿から導出した2025年像と現状の延長線上の2025年像とのギャップを埋めるべく、中期的に取り組み施策を着実に実施し、事業ポートフォリオの積極的な見直しと持続可能で儲かるビジネスへの転換を図ることにより、“圧倒的なニッチナンバーワン企業”を目指します。

これまで行ってきた中期経営計画「変身06-10」-「突破11-13」-「邁進14-16」-「加速17-20」で築いてきた高収益体質改善を更に進め、高成長・高収益な事業領域への特化・進出による収益機会の“増”加とソリューション提供型の“高度受託ビジネス”化による提供価値の“強”化で稼ぐ力を“増強”し、その下支えとなる業務プロセスをデジタルトランスフォーメーション（DX）の継続・深化によって革新することにより、各事業の成長基盤を「増強」させてまいります。

② コーポレート・ガバナンスについて

当社は、取締役8名中3名が、当社が独自に定める独立性基準を満たす社外取締役（独立社外取締役）であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。そのため、独立社外取締役が取締役総数の3分の1以上を占め、独立性の高い取締役会により経営監督機能が発揮される体制となっております。また、各取締役の経営責任を明確にするため、当社の取締役の任期は1年間としております。

監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者的立場から監査しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様適切に判断いただくための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様にご検討いただくために必要な時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記 (2) および (3) の取組みについての当社取締役会の判断

上記 (2) および (3) の取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるためのものであるため、上記 (1) の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(百万円未満切捨)

| | 百万円 | | 百万円 |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| (資産の部) | 58,531 | (負債の部) | 18,034 |
| 流動資産 | 22,544 | 流動負債 | 11,476 |
| 現金及び預金 | 8,330 | 支払手形及び買掛金 | 4,955 |
| 受取手形 | 705 | 電子記録債権 | 928 |
| 売掛金 | 7,804 | 短期借入金 | 1,306 |
| 商品及び製品 | 1,103 | リース債権 | 56 |
| 仕掛品 | 2,098 | 未払法人税等 | 754 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,321 | 契約負債 | 114 |
| その他 | 1,196 | 賞与引当金 | 648 |
| 貸倒引当金 | △16 | その他 | 2,711 |
| 固定資産 | 35,987 | 固定負債 | 6,557 |
| 有形固定資産 | 32,572 | 長期借入金 | 60 |
| 建物及び構築物 | 10,072 | リース債権 | 130 |
| 機械装置及び運搬具 | 7,672 | 繰延税金負債 | 806 |
| 土地 | 13,798 | 再評価に係る繰延税金負債 | 729 |
| リース資産 | 95 | 退職給付に係る負債 | 4,376 |
| 建設仮勘定 | 311 | 資産除去債務 | 324 |
| その他 | 622 | その他 | 130 |
| 無形固定資産 | 605 | (純資産の部) | 40,497 |
| 投資その他の資産 | 2,808 | 株主資本 | 38,015 |
| 投資有価証券 | 2,029 | 資本金 | 6,673 |
| 繰延税金資産 | 442 | 資本剰余金 | 2,196 |
| その他 | 337 | 利益剰余金 | 29,676 |
| 資産合計 | 58,531 | 自己株式 | △530 |
| | | その他の包括利益累計額 | 2,481 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 632 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 1 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,540 |
| | | 為替換算調整勘定 | 334 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △27 |
| | | 非支配株主持分 | 0 |
| | | 負債及び純資産合計 | 58,531 |

連結損益計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

| | | 百万円 |
|----------|----------|---------------|
| 売 | 上 | 35,916 |
| 売 | 上 | 23,242 |
| 売 | 上 | 12,674 |
| 販 | 費 | 6,797 |
| 営 | 業 | 5,877 |
| 営 | 業 | 51 |
| 受 | 取 | 346 |
| 雑 | 業 | 398 |
| 営 | 業 | 11 |
| 支 | 払 | 218 |
| 雑 | 業 | 229 |
| 経 | 常 | 6,045 |
| 特 | 別 | 2 |
| 固 | 定 | 0 |
| 投 | 資 | 3 |
| 特 | 別 | 107 |
| 固 | 定 | 14 |
| 減 | 損 | 10 |
| そ | の | 132 |
| 税 | 金 | 5,917 |
| 法 | 人 | 1,697 |
| 法 | 人 | △235 |
| 当 | 期 | 4,455 |
| 非 | 支 | 0 |
| 親 | 会 | 4,455 |

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|--------------|--------------|---------------|-------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 百万円 6,673 | 百万円 2,184 | 百万円 26,481 | 百万円 △541 | 百万円 34,797 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △1,260 | | △1,260 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 4,455 | | 4,455 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 0 | | 0 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △0 | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | 11 | | 11 | 23 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | 11 | 3,195 | 11 | 3,217 |
| 当 期 末 残 高 | 6,673 | 2,196 | 29,676 | △530 | 38,015 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | | | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|------------------|---------------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ハ ッ ジ 損 益 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 百万円 721 | 百万円 △2 | 百万円 1,540 | 百万円 227 | 百万円 △1 | 百万円 2,485 | 百万円 0 | 百万円 37,282 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | | △1,260 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | | | | | 4,455 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | | 0 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | | | 23 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | △89 | 4 | △0 | 107 | △25 | △3 | 0 | △3 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △89 | 4 | △0 | 107 | △25 | △3 | 0 | 3,214 |
| 当 期 末 残 高 | 632 | 1 | 1,540 | 334 | △27 | 2,481 | 0 | 40,497 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(百万円未満切捨)

| | 百万円 | | 百万円 |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| (資産の部) | 32,588 | (負債の部) | 7,283 |
| 流動資産 | 12,504 | 流動負債 | 2,708 |
| 現金及び預金 | 6,973 | 電子記録債権 | 291 |
| 受取手形 | 505 | 短期借入金 | 60 |
| 売掛金 | 132 | リース負債 | 41 |
| 前払費用 | 14 | 未払金 | 227 |
| 短期貸付金 | 3,808 | 未払消費税等 | 190 |
| その他の流動資産 | 1,077 | 未払法人税等 | 562 |
| 貸倒引当金 | △7 | 預り金 | 1,161 |
| 固定資産 | 20,084 | 前受収益 | 7 |
| 有形固定資産 | 3,746 | 与引当金 | 79 |
| 建物 | 189 | その他の流動負債 | 86 |
| 構築物 | 10 | 固定負債 | 4,574 |
| 機械及び装置 | 0 | 長期借入金 | 60 |
| 車両及び運搬具 | 0 | リース負債 | 104 |
| 工具器具及び備品 | 36 | 再評価に係る繰延税金負債 | 729 |
| 土地 | 3,438 | 退職給付引当金 | 3,439 |
| リース資産 | 70 | 資産除去債務 | 187 |
| 無形固定資産 | 228 | その他の固定負債 | 53 |
| ソフトウェア | 156 | (純資産の部) | 25,305 |
| リース資産 | 59 | 株主資本 | 23,204 |
| その他の無形固定資産 | 12 | 資本 | 6,673 |
| 投資その他の資産 | 16,108 | 資本剰余金 | 2,196 |
| 投資有価証券 | 1,761 | 資本準備金 | 1,273 |
| 関係会社株 | 8,937 | その他の資本剰余金 | 922 |
| 出資 | 4 | 利益剰余金 | 14,865 |
| 長期貸付金 | 4,256 | 利益準備金 | 394 |
| 長期前払費用 | 48 | その他の利益剰余金 | 14,470 |
| 繰延税金資産 | 878 | 繰越利益剰余金 | 14,470 |
| その他の投資等 | 221 | 自己株式 | △530 |
| 資産合計 | 32,588 | 評価・換算差額等 | 2,101 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 559 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 1 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,540 |
| | | 負債及び純資産合計 | 32,588 |

損益計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

| | | | | | 百万円 | | | | |
|---|---|----|---|---|--------------|---|---|---|--------------|
| 営 | 業 | 収 | 益 | | 4,597 | | | | |
| 営 | 業 | 費 | 用 | | 2,653 | | | | |
| 営 | 業 | 利 | 益 | | 1,944 | | | | |
| 営 | 業 | 外 | 収 | 益 | | | | | |
| | 受 | 取 | 利 | 息 | 及 | 配 | 当 | 金 | 121 |
| 雑 | | | | 収 | | | | 益 | 141 |
| 営 | 業 | 外 | 費 | 用 | | | | | 263 |
| 支 | | 払 | 利 | 息 | | | | | 7 |
| 雑 | | | 損 | 失 | | | | | 108 |
| 経 | 常 | 利 | 益 | | | | | | 2,091 |
| 特 | 別 | 損 | 失 | | | | | | |
| | 固 | 定 | 資 | 産 | 処 | 分 | 損 | | 4 |
| | 減 | | 損 | 損 | | | | 失 | 6 |
| | | | | | | | | | 11 |
| 税 | 引 | 前 | 当 | 期 | 純 | 利 | 益 | | 2,080 |
| 法 | 人 | 税、 | 住 | 民 | 税 | 及 | び | 事 | 業 |
| 法 | 人 | 税 | 等 | 調 | 整 | 額 | | | 87 |
| 当 | 期 | 純 | 利 | 益 | | | | | △167 |
| | | | | | | | | | 2,160 |

株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-------------------------|--------------|--------------|------------|--------------|------------|---------------------|---------------|-------------|---------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 百万円 6,673 | 百万円 1,273 | 百万円 910 | 百万円 2,184 | 百万円 394 | 百万円 13,569 | 百万円 13,964 | 百万円 △541 | 百万円 22,281 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △1,260 | △1,260 | | △1,260 |
| 当期純利益 | | | | | | 2,160 | 2,160 | | 2,160 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | 0 | 0 | | 0 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | 11 | 11 | | | | 11 | 23 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 11 | 11 | — | 900 | 900 | 11 | 923 |
| 当期末残高 | 6,673 | 1,273 | 922 | 2,196 | 394 | 14,470 | 14,865 | △530 | 23,204 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|-----------|--------------|----------------|---------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 百万円 623 | 百万円 △2 | 百万円 1,540 | 百万円 2,161 | 百万円 24,442 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △1,260 |
| 当期純利益 | | | | | 2,160 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | 0 |
| 自己株式の取得 | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | 23 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △64 | 4 | △0 | △60 | △60 |
| 当期変動額合計 | △64 | 4 | △0 | △60 | 862 |
| 当期末残高 | 559 | 1 | 1,540 | 2,101 | 25,305 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

富士紡ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯 浅 信 好

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 千 足 幸 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士紡ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

富士紡ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 湯 浅 信 好 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 千 足 幸 男 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第202期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第202期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

富士紡ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 松 尾 弘 秋 ㊟

常勤社外監査役 大 西 秀 昭 ㊟

社外監査役 生田目 克 ㊟

社外監査役 大 塚 幸太郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営環境および業績等を総合的に勘案し、長期的に安定した配当を実施してまいりたいと考えております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき55円といたしたいと存じます。これにより、中間配当55円を加えました当期の年間配当は、1株につき110円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金55円
総額630,278,055円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>（電子提供措置等） 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| (新設) | <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> |

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を目的として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会を設置しております。取締役候補者については、指名委員会において、指名方針と手続、原案等を審議のうえ、その答申に基づいて取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|--|-------------|
| 1 | 井上 雅 偉 (1964年4月16日生) 再任 | 1987年4月 当社入社 2015年8月 当社機能品事業開発部長 2017年1月 当社執行役員、フジボウテキスタイル(株)代表取締役社長 2017年9月 当社執行役員、大阪支社長、フジボウテキスタイル(株)代表取締役社長、フジボウトレーディング(株)代表取締役社長、アングル(株)代表取締役社長 2018年1月 当社執行役員、機能品事業開発部長、フジボウテキスタイル(株)代表取締役社長 2018年5月 当社執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2018年11月 当社執行役員、機能品事業開発部長、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2019年4月 当社執行役員、近未来商品開発統括部機能品開発部長、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2020年4月 当社執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2020年6月 当社取締役、上席執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2021年5月 当社取締役、上席執行役員 現在に至る (現在の担当) 化学工業品事業統括 経営企画担当 | 5,381株 |
| <p><取締役候補者とした理由> 井上雅偉氏は、当社の開発部門の責任者や事業子会社の代表取締役社長を務めるとともに、2020年6月からは当社の取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者としたしました。</p> | | | |

| 候補者号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|-------------|
| 2 | <p style="text-align: center;">よし だ かず し 吉 田 和 司 (1957年4月1日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> | <p>1979年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2003年5月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 浅草橋支社長 2005年5月 同行神保町支社長 2006年1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 神保町支社長 2007年5月 同行柳橋支社長 2009年6月 三菱UFJキャピタル(株)代表取締役・常務取締役 2012年4月 同社代表取締役・常務取締役、常務執行役員 2012年7月 当社顧問 2012年10月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役、上席執行役員 2014年6月 当社取締役、常務執行役員 2016年6月 当社取締役、専務執行役員 2017年6月 当社代表取締役、専務執行役員 2021年6月 当社代表取締役、副社長執行役員 現在に至る</p> <p>(現在の担当) 経営企画統括 財務経理・IR・リスク管理担当</p> | 9,076株 |
| <p><取締役候補者とした理由> 吉田和司氏は、金融機関において責任ある職歴を歩まれたのち、2017年6月からは当社の代表取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|-------------|
| 3 | <p>とよ おか やす お 豊 岡 保 雄 (1959年3月25日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> | <p>1981年4月 当社入社 1985年4月 当社秘書室長 1987年6月 当社執行役員、秘書室長 1988年6月 当社上席執行役員、秘書室長 1988年8月 当社上席執行役員、(株)フジボウアパレル代表取締役社長、フジボウトレーディング(株)代表取締役会長 1989年4月 当社上席執行役員、(株)フジボウアパレル代表取締役社長 1990年6月 当社取締役、上席執行役員、(株)フジボウアパレル代表取締役社長 2001年6月 当社代表取締役、常務執行役員、(株)フジボウアパレル代表取締役社長 現在に至る</p> <p>(現在の担当) 総務・人事・近未来商品開発統括 秘書・お客様相談・広告宣伝担当</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)フジボウアパレル代表取締役社長</p> | 6,400株 |
| <p><取締役候補者とした理由> 豊岡保雄氏は、当社の管理部門の責任者や事業子会社の代表取締役社長を務めるとともに、2021年6月からは当社の代表取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者いたしました。</p> | | | |

| 候補者号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|------|--|---|-------------|
| 4 | <p>もち づき よし み 望 月 吉 見 (1966年11月24日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> | <p>1989年 4月 当社入社 2013年 3月 フジボウ愛媛(株)壬生川工場長 2015年10月 同社取締役、常務執行役員 2017年 5月 同社取締役、専務執行役員 2018年 1月 同社取締役、副社長執行役員 2019年 4月 同社代表取締役社長 2020年 6月 当社執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 2021年 6月 当社取締役、上席執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) フジボウ愛媛(株)代表取締役社長</p> <p><取締役候補者とした理由> 望月吉見氏は、当社の事業子会社の代表取締役社長を務めるとともに、2021年6月からは当社の取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。</p> | 3,188株 |
| 5 | <p>ひら の おさむ 平 野 治 (1960年12月9日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> | <p>1984年 4月 当社入社 2010年11月 当社人財育成室長 2015年 4月 当社総務人事部総務担当部長 2015年 6月 当社総務部長 2017年 4月 当社総務部長、人事部担当部長 2018年 8月 当社執行役員、秘書室長 現在に至る</p> <p>(現在の担当) 秘書室長</p> <p><取締役候補者とした理由> 平野治氏は、当社の管理部門の責任者を務めるとともに、2018年8月からは当社の執行役員を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。</p> | 4,999株 |

| 候補者号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--|---|---|-------------|
| 6 | ルース・マリー・ジャーマン (1966年5月30日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 | 1988年12月 (株)リクルート入社 1992年6月 翻訳・通訳活動 2000年12月 (株)スペースデザイン入社 2008年4月 同社取締役 2012年4月 (株)ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長 現在に至る 2019年6月 当社社外取締役 現在に至る 2020年6月 (株)KADOKAWA社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長 (株)KADOKAWA社外取締役 | 900株 |
| <p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> ルース・マリー・ジャーマン氏は、コンサルタントとして外国人顧客への営業戦略に関する豊富な知識と経験を持たれており、その専門的な知見と女性の視点を当社の経営に活かしていただくため、候補者といたしました。同氏には、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくことを期待しております。</p> | | | |

| 候補者号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--|--|---|-------------|
| 7 | <p>こばやし ひさし 小林 久志 (1954年11月12日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> | <p>1977年 4月 大協石油(株) (現コスモ石油(株)) 入社 2002年 6月 コスモ石油(株)福岡支店長 2004年 6月 同社大阪支店長 2006年 6月 同社執行役員、販売統括部長 2008年 6月 同社常務執行役員、販売統括部長 2010年 6月 同社常務執行役員 2011年 6月 同社取締役、常務執行役員 2014年 6月 同社取締役、専務執行役員 2015年10月 コスモエネルギーホールディングス(株)設立により持株会社制に移行 コスモ石油(株)代表取締役社長 2020年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p> | 1,000株 |
| <p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> 小林久志氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、候補者となりました。同氏には、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくことを期待しております。</p> | | | |
| 8 | <p>さとう りえこ 佐藤 梨江子 (1964年12月6日生)</p> <p>新任 社外 独立</p> | <p>1990年 4月 東京電力(株) (現東京電力ホールディングス(株)) 入社 2013年 4月 同社執行役員、カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント 2016年 4月 東京電力エナジーパートナー(株)常務取締役 2017年 6月 同社監査役 2022年 6月 同社監査役退任予定 東京パワーテクノロジー(株)常任監査役就任予定 (重要な兼職の状況) 東京パワーテクノロジー(株)常任監査役 (予定)</p> | 0株 |
| <p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> 佐藤梨江子氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識および女性の視点を当社の経営に活かしていただくため、候補者となりました。同氏には、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくことを期待しております。</p> | | | |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ルース・マリー・ジャーマン、小林久志および佐藤梨江子の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社はルース・マリー・ジャーマンおよび小林久志の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は佐藤梨江子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. ルース・マリー・ジャーマンおよび小林久志の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってルース・マリー・ジャーマン氏が3年、小林久志氏が2年となります。
5. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、ルース・マリー・ジャーマンおよび小林久志の両氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。ルース・マリー・ジャーマンおよび小林久志の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、佐藤梨江子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社の取締役および監査役に求める知見や専門性（スキル・マトリックス）

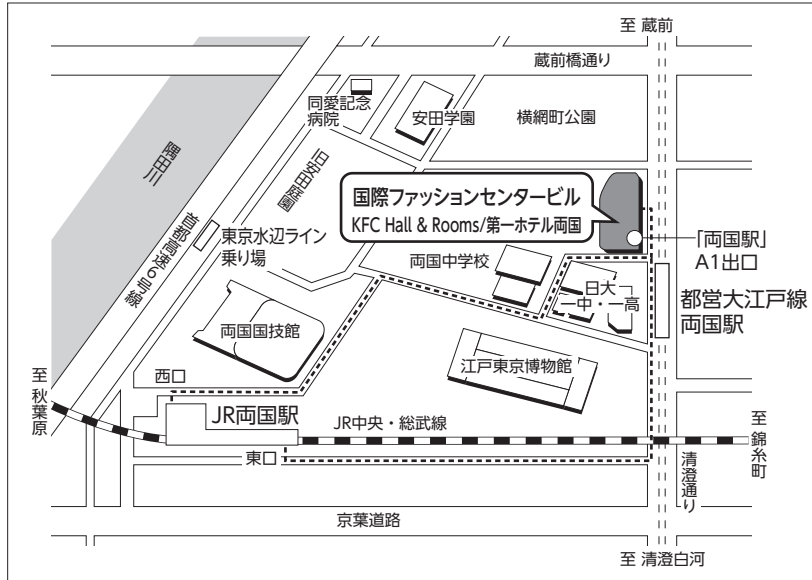
| | 業務執行 | 独立役員 | 氏名 | 企業経営 経営戦略 | 生産技術 安全・品質 | 営業・マー ケティング | 法務・リスク マネジメント | 国際性 | 財務・会計 |
|-----|------|------|---------------|--------------|---------------|----------------|------------------|-----|-------|
| 取締役 | ● | | 井上 雅 偉 | ● | ● | ● | | | |
| | ● | | 吉 田 和 司 | ● | | | ● | ● | ● |
| | ● | | 豊 岡 保 雄 | ● | | ● | | | |
| | ● | | 望 月 吉 見 | ● | ● | | | | |
| | ● | | 平 野 治 | ● | | | ● | | |
| | | ● | ルース・マリー・ジャーマン | ● | | ● | | ● | |
| | | ● | 小 林 久 志 | ● | | ● | ● | ● | |
| | | ● | 佐 藤 梨江子 | ● | | ● | ● | | |
| 監査役 | | | 松 尾 弘 秋 | ● | | ● | | | ● |
| | | ● | 大 西 秀 昭 | ● | | | ● | | ● |
| | | ● | 生 田 目 克 | ● | | | ● | ● | ● |
| | | ● | 大 塚 幸 太 郎 | | | | ● | | |

以 上

株主総会会場ご案内略図

国際ファッションセンタービル10階
(KFC Room101~103)

東京都墨田区横網一丁目6番1号
電話 (03)5610-5801(代表)



- <最寄駅> 地下鉄（大江戸線） 両国駅 A1 出口より徒歩0分。
JR（中央・総武線）両国駅
東口改札より
改札を出て左折。線路沿い直進し、突き当たり（清澄通り）を左折。
徒歩6分。
西口改札より
両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者用道路に沿って徒歩7分。

※株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。 **UD FONT** ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。